

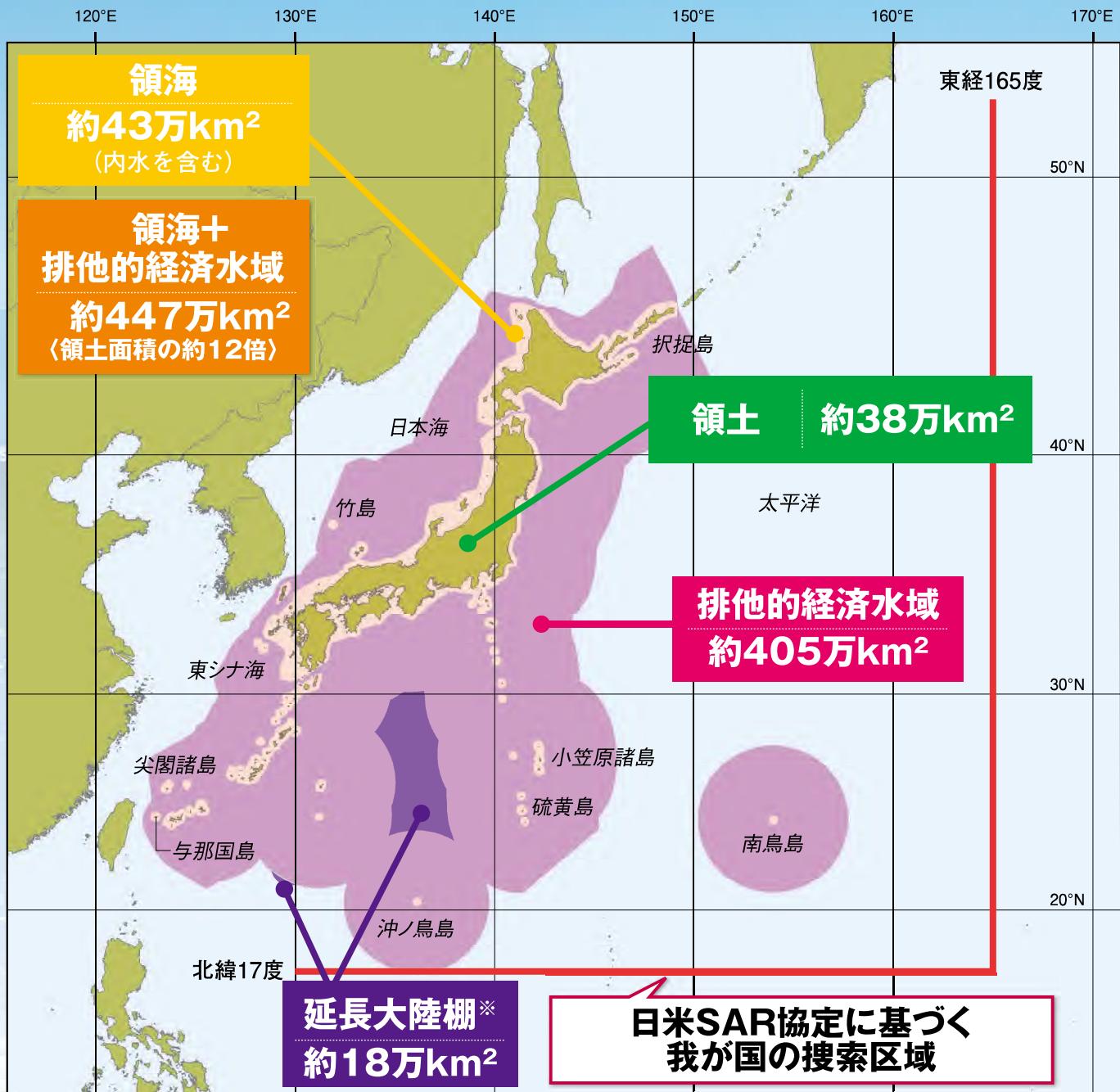


海上保安庁

JAPAN COAST GUARD



愛します！守ります！日本の海



※排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第2条第2号が規定する海域
なお、本図は外国との境界が未画定の海域における地理的中間線を含め便宜上図示したものである。

我が国の領土面積（約38万km²）は世界で第61位にすぎませんが、領海及び排他的経済水域の面積は領土面積の約12倍（約447万km²）と広大です。

また、我が国は、昭和61年12月に「日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の海上における捜索及び救助に関する協定」（日米SAR協定）を締結しており、北緯17度以北、東経165度以西で囲まれた広大な海域を捜索救助海域として担当しています。

広大な海で四面を囲まれた海洋国家である我が国は、貿易や漁業により恵みを得る一方、海難や密輸・密航といった海上犯罪、そして領土や海洋資源の帰属について国家間の主権主張の場となるなど、海上において様々な事案が発生しています。

海上保安庁は、昭和23年5月に発足し、以来、国民が安心して海を利用し様々な恩恵を享受できるよう、関係国との連携・協力関係の強化を図りつつ、海上における犯罪の取締り、領海警備、海難救助、環境保全、災害対応、海洋調査、船舶の航行安全等の活動に日夜従事しています。

目次

Contents

海上保安庁の組織・体制

3

船艇・航空機

5

領海・EEZを守る

9

- 海上保安庁の領海警備
- 尖閣諸島周辺海域における対応
- 外国海洋調査船への対応

海をつなぐ

10

- 海上保安政策課程
- 我が国周辺海域の安全確保
- シーレーンの安全確保
- 國際機関等への参画

治安の確保

12

- 海上犯罪の現況
- 国内密漁対策
- 外国漁船による違法操業等への対策
- 密輸・密航対策
- 警備実施
- テロ対策
- 海賊対策
- 不審船・工作船への対応

生命を救う

15

- 海難救助
- 救助・救急体制の充実・強化
- 海難情報の収集体制
- 他機関との協力

青い海を守る

17

- 海洋環境保全対策
- 海上環境事犯対策

災害に備える

19

- 事故災害対策
- 自然災害対策
- 災害に備える情報の整備

海を知る

21

- 海底地形を知る
- 海底下の地層を知る
- 地面の動きを知る
- 海水の流れを知る
- 海水や海底堆積物の成分を知る
- 海洋の情報提供

交通の安全を守る

24

- 海難防止のための対策
- 各海域の取組み
- 航路標識の管理

目指せ! 海上保安官

27

- 海上保安大学校
- 海上保安学校
- 学生生活
- 活躍する女性海上保安官
- 様々なキャリアアップ

制服・階級章

32

インフォメーション

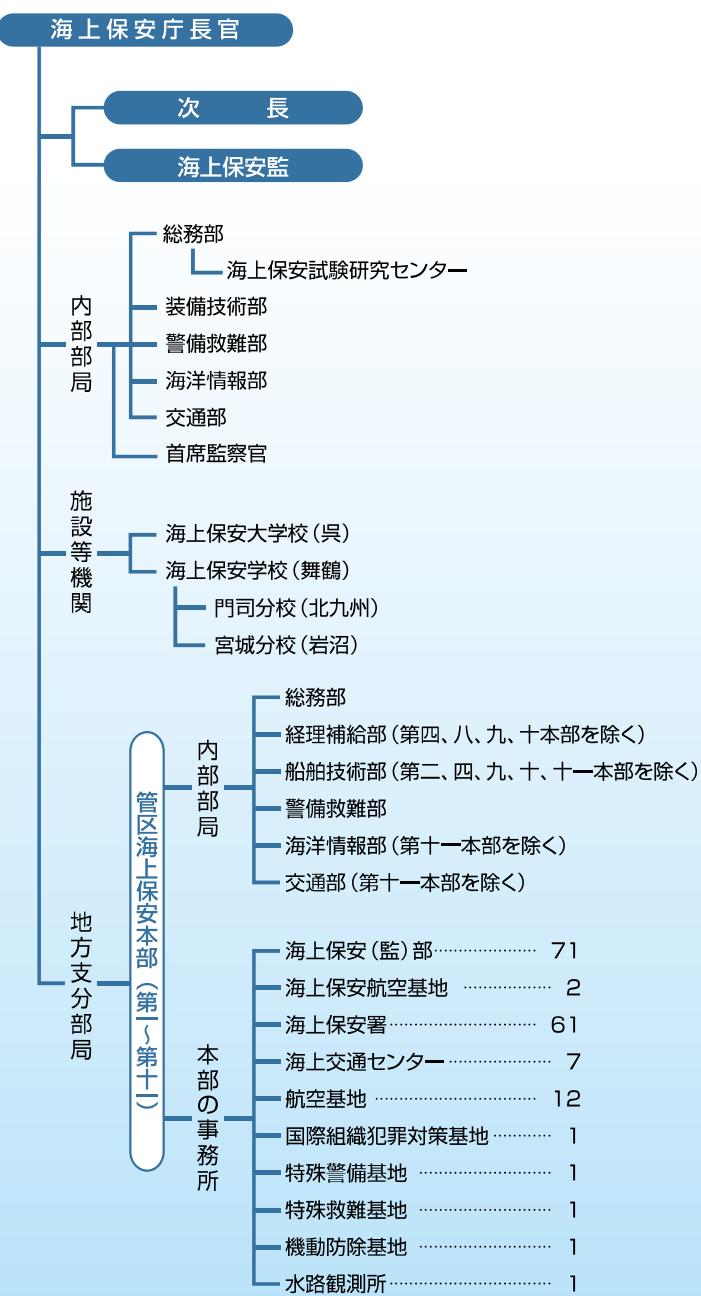
33

海上保安庁の組織・体制

海上保安庁は、東京に本庁があり、全国を11の海上保安管区に分けて海上保安業務を行っています。それぞれの管区内には、管区海上保安本部があり、その下には、各地に海上保安（監）部、海上保安航空基地、海上保安署、海上交通センター、航空基地、水路観測所などを置いています。

組織

平成29年4月1日現在



勢力

平成29年4月1日現在

船 艇	巡視船	131隻
	巡視艇	238隻
	特殊警備救難艇	63隻
	測量船	13隻
	灯台見回り船	7隻
	教育業務用船	3隻
		計455隻

航 空 機	飛行機	26機
	ヘリコプター	48機
		計74機

航路標識	光波標識	5,175基
	電波標識	67基
	その他の標識	42基
		計5,284基

予算・定員

予 算 210,601百万円
(平成29年度当初)

定 員 13,744人
(平成29年度末)

管区本部等配置図



船艇・航空機

船 艇



PLH型（ヘリコプター2機搭載型）巡視船「あきつしま」



PLH型（ヘリコプター2機搭載型）巡視船「やしま」



PLH型（ヘリコプター1機搭載型）巡視船「そうや」



PL型（3,500トン型）巡視船「いす」



PL型（2,000トン型）巡視船「ひだ」



PL型（1,000トン型）巡視船「くりこま」



PL型（1,000トン型）巡視船「すずか」



PL型（1,000トン型）巡視船「よなくに」



PL型（1,000トン型）巡視船「わかさ」



PM型（500トン型）
巡視船「かとり」



PM型（350トン型）
巡視船「なつい」



PS型（高速特殊警備船）
巡視船「かいもん」



PS型（180トン型）
巡視船「さんれい」



PS型（180トン型）
巡視船「しもじ」



FL型（消防船）
巡視船「ひりゆう」



PC型（35メートル型）
巡視艇「なち」



PC型（30メートル型）
巡視艇「なごづき」



CL型（20メートル型）
巡視艇「さつかぜ」



放射能調査艇「さいかい」



HL型（大型測量船）「昭洋」



LM型（23メートル型）灯台見回り船「こううん」

巡視船 131隻

PLH型 (Patrol vessel Large with Helicopter)	14隻
P L 型 (Patrol vessel Large)	48隻
P M 型 (Patrol vessel Medium)	38隻
P S 型 (Patrol vessel Small)	30隻
F L 型 (Fire fighting boat Large)	1隻

巡視艇 238隻

P C 型 (Patrol Craft)	69隻
C L 型 (Craft Large)	169隻

巡視船・巡視艇 計369隻

特殊警備救難艇 63隻

放射能調査艇	3隻
警備艇	2隻
監視取締艇	58隻

測量船 13隻

HL型 (Hydrographic survey vessel Large)	5隻
HS型 (Hydrographic survey vessel Small)	8隻

灯台見回り船 7隻

LM型 (Light-house service vessel Medium)	4隻
LS型 (Light-house service vessel Small)	3隻

教育業務用船 3隻

船艇総数 455隻

平成29年4月1日現在

航空機



ガルフV 「うみわし」



ファルコン900 「ちゅらわし」



ボンバル300 「みほわし」



サーブ340 「はやぶさ」



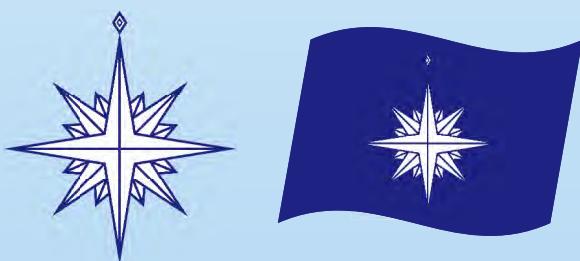
ビーチ350 「うみかもめ」



スーパーピューマ225 「みみずく」

○コンパスマーク

安全な航海の道しるべであるコンパスを図案化したもので、海上の安全を担う海上保安庁のシンボルとして、庁旗などに用います。



○S字マーク

S字マークは、海上保安庁の業務であるSecurity、Search and Rescue、Safety、Surveyと、モットーであるSpeed、Smart、Smile、Serviceの、それぞれ頭文字である“S”を図案化したもので、巡視船艇や航空機に紺色で描いています。





スーパーピューマ332 「わかわし」



アグスタ139 「らいちょう」



シコルスキー76D 「しまわし」



シコルスキー76C 「しまふくろう」



ベル412 「いせたか」



ベル206 「おおとり」

飛行機 26機

ガルフV	2機
ファルコン900	2機
ボンバル300	9機
サーブ340	4機
ビーチ350	9機

ヘリコプター 48機

スーパーピューマ225	5機
スーパーピューマ332	3機
アグスタ139	18機
シコルスキー76C	3機
シコルスキー76D	11機
ベル412	5機
ベル206	3機

飛行機・ヘリコプター 計74機

平成29年4月1日現在

領海・EEZを守る

海上保安庁の領海警備

海上保安庁では、我が国周辺海域において、国際法等に則り、昼夜を問わず外国公船、外国海洋調査船、領有権主張活動を行う外国人活動家船舶、外国漁船等の監視・取締りなどを実施しています。

尖閣諸島周辺海域における対応

尖閣諸島は、東シナ海の南西部に位置し、魚釣島（うおつりしま）、北小島（きたこじま）、南小島（みなみこじま）、久場島（くばしま）、大正島（たいしょうとう）、沖ノ北岩（おきのきたいわ）、沖ノ南岩（おきのみなみいわ）、飛瀬（とびせ）などからなる島々の総称で、沖縄県石垣市に属しています。

尖閣諸島周辺海域においては、中国・台湾公船による領海侵入事案や中国・台湾活動家等による領有権主張活動事案が発生しています。近年では、中国公船が荒天の日を除きほぼ毎日接続水域を航行し、領海に侵入する事案の発生も続いている。

加えて、平成28年8月には、多数の中国漁船が尖閣諸島周辺の接続水域内で操業する中、中国漁船に引き続く形で中国公船が領海侵入を繰り返す事案が発生しています。

海上保安庁では、国際法や国内法に基づき巡視船艇・航空機による警告、退去要求その他必要な規制を的確に実施し、冷静に、かつ、毅然とした態度で我が国の主権の確保に努めています。

■尖閣諸島の位置



魚釣島



久場島



大正島



北小島（奥）・南小島（手前）

外国海洋調査船への対応

我が国の排他的経済水域（EEZ）等において、外国船舶が調査活動等を行う場合は、国連海洋法条約に基づき、我が国の事前の同意を得るなどの手続きをとる必要がありますが、近年、我が国の同意を得ない調査活動等が確認されています。

海上保安庁では、こうした活動を確認した場合、関係省庁へ情報提供するとともに、巡視船艇・航空機により中止要求等を実施しています。



尖閣諸島周辺海域をしう戒中の巡視船



中国公船（奥）を警戒監視する巡視船（手前）



中国公船及び中国漁船を警戒監視する巡視船



領有権主張活動家船舶を規制する巡視船



調査活動中の中国海洋調査船

海をつなぐ

海上保安庁の業務は、全て海を通して世界の国々とつながっており、国際情勢と密接な関連の中で遂行されます。海上における安全確保のためには、諸外国の関係機関との連携・協力が必要不可欠なものとなっており、以下に述べる国際関係業務の重要性がますます高まっています。

海上保安政策課程

アジア諸国の海上保安機関の相互理解の醸成と交流の促進を通じて、海洋の安全確保に向けた各国の連携協力、そして「力ではなく、法とルールが支配する海洋秩序」の強化の重要性について認識の共有を図るために、海上保安庁及びアジア各国の海上保安機関の若手幹部職員を対象として、世界初となる海上保安政策に関する修士レベルの教育を行う海上保安政策課程を平成27年10月に開講し、平成28年9月、第一期生10名（日、比、馬、尼、越から各2名）に修士（政策研究）の学位記が授与されました。

今後、教育内容の充実を図るとともに、さらに多くの国から学生の参加を得て、海上保安分野の国際ネットワークの確立を強力に推進していきます。



第一期生に対する学位記授与式



第一期生による安倍総理大臣表敬

我が国周辺海域の安全確保

多国間連携

北太平洋地域6カ国（日、加、中、韓、露、米）の海上保安機関の長が一堂に会し、北太平洋の海上安全・セキュリティーの確保、海洋環境の保全等を目的とした各國間の連携・協力を図るため、「北太平洋海上保安フォーラム」を開催しています。

同フォーラムにおいては、長官級会合（サミット）の議論を踏まえて、多国間多目的訓練等の実践的な連携の取組みを進めているところです。



第16回北太平洋海上保安フォーラム（韓国）



北太平洋海上保安フォーラムの枠組みで開催した多国間多目的訓練（ロシア）

二国間連携

ロシア、韓国等との間で海上保安機関長官級会合や合同訓練を実施し、海上セキュリティーの確保、捜索救助、海洋汚染の防止、航行安全等各分野の連携・協力の強化に努めています。



日露連携訓練（小樽）

シーレーンの安全確保

多国間連携

マラッカ・シンガポール海峡をはじめ、世界的にも最も重要な海上交通を抱えるアジア地域の海上保安機関の長官級が一堂に会して地域連携を強化するため、「アジア海上保安機関長官級会合」(ASEAN諸国、中、韓、印等アジア19カ国・1地域)を開催しています。

同会合では、各國が直面する共通課題として、捜索救助、海洋環境保全、海上不法活動の予防・取締り、海上保安能力の向上の4分野について、具体的な連携に取り組んでいます。



第12回アジア海上保安機関長官級会合（インドネシア）

二国間連携

平成11年に発生した「アロンドラ・レインボーア号事件」を契機に、平成12年から、インド沿岸警備隊と長官級会合や連携訓練を実施し、海賊対策の強化等に連携・協力して取り組んでまいります。

東南アジア地域の海上保安機関との連携としては、平成27年にベトナム海上警察と交換した協力覚書に基づき、実務者級の会合を実施しているほか、平成29年1月、フィリピン沿岸警備隊との更なる協力・連携関係の強化を目的とした長官級の覚書を締結しました。



日比海上保安機関協力覚書の交換



日印連携訓練



日越実務者会合

関係国海上保安機関の能力向上支援

シーレーンの安全確保のためには、東南アジア及びソマリア沖・アデン湾周辺の沿岸国の海上保安能力向上が極めて重要であることから、毎年、巡視船や航空機を派遣して連携訓練を行うとともに、当庁の専門家の派遣やこれらの国々からの研修員の我が国への受け入れ等による支援を積極的に行ってています。



油防除のための放水拡散訓練
(スリランカ)



練習船こじま乗船研修
(ベトナム)



海上交通センター運用能力向上支援
(インドネシア)

国際機関等への参画

国際海事機関(IMO)、国際水路機関(IHO)、国際航路標識協会(IALA)、コスパスサーチサット機構、アジア海賊対策地域協力協定・情報共有センター(ReCAAP-ISC)などの国際的な機関の活動に参画するとともに、天災地変などにより大きな被害を被った国に対する国際緊急援助活動に参加しています。



第4回東アジア水路委員会運営委員会(東京)



ネパール国際緊急救援隊派遣

治安の確保



伊勢志摩サミットにおける警戒の様子

海上犯罪の現況

海上保安庁が平成28年に送致した海上犯罪は、船舶の無検査航行や定員超過などの海事関係法令違反が約46%を占め、次いで、密漁等の漁業関係法令違反が全体の約31%を占めています。

国内密漁対策

密漁は、実行部隊と買受業者が手を組んだ組織的な形態で行われるもののはか、取引価格の高い漁獲物に目をつけた暴力団が資金源とするために関与する場合も見受けられ、その手口は悪質かつ巧妙です。

海上保安庁では、密漁事犯の根絶を目指し、地域の漁業者や関係機関と連携して、徹底した監視・取締りを実施しています。



密漁に使用されたウエットスーツ等



密漁されたなまこ

外国漁船による違法操業等への対策

近年、悪質・巧妙化する外国漁船の違法操業等に対応するため、海上保安庁では国内外の関係機関や地域との連携協力を図り、情報収集・分析を行い、外国漁船の操業実態の把握に努め、厳格な監視・取締りを実施しています。



外国漁船に対し停船命令を実施する巡視船



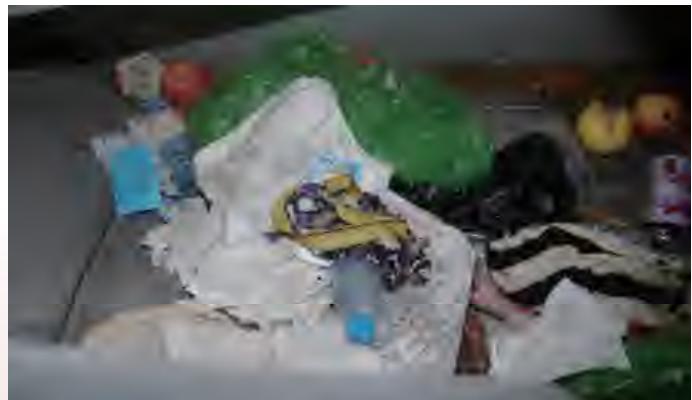
停船した外国漁船に乗り込もうとする海上保安官

密輸・密航対策

密輸・密航事犯は、我が国の治安に深刻な影響を及ぼし、この背後には、国際犯罪組織が関与するものも発生しています。海上保安庁では、これら犯罪を水際で阻止するため、国内外の関係機関と連携・協力を図り、厳格な監視・取締りを実施しています。



押収した覚醒剤等



集団密航者が潜伏していた痕跡

警備実施

外国艦船の我が国への寄港、核物質の海上輸送及び重要な国際会議の開催等に際しては、警備実施等強化巡視船を中心とした警備を実施しています。



伊勢志摩サミットにおける警戒の様子

テロ対策

平成13年に発生した米国同時多発テロ以降、各國が協調してテロ対策を進めていますが、平成27年5月にはチュニジア、平成28年7月にはバングラデシュ・ダッカにおいて、邦人が犠牲となる事案が発生するなど、世界各国でテロ事件が多発しています。また、国際テロ組織が日本を含む各國をテロの標的として名指しするなど、現下のテロ情勢は非常に厳しい状況にあります。このため、我が国においても、テロを現実の問題と捉え、緊張感を持って未然防止や対処能力の向上に取り組む必要があります。

海上保安庁においては、臨海部の原子力発電所等の警戒対象施設の巡視船艇・航空機による警戒監視、関連情報の収集、関係機関との緊密な連携による水際対策などの従来からのテロ対策に加え、海上保安庁等関連機関と関係業界が一体となって海上・臨海部におけるテロ対策について検討を進めるため、「海上・臨海部テロ対策に関するスタディ・グループ」を設置するなど、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、官民一体となつてテロ対策を推進し、より一層テロ対策に万全を期すこととしています。



原子力発電所の警戒にあたる巡視船等



テロ対策訓練

海賊対策

海上保安庁では、ソマリア沖・アデン湾や東南アジア海域等の海賊対策を実施しています。具体的には、ソマリア沖・アデン湾においては海賊対処のため派遣される護衛艦に、海賊行為があった場合の司法警察活動等を行うため海上保安官を同乗させているほか、民間警備員が小銃を所持して警備を行うことを可能とする「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」の適切な運用等に努めています。

また、東南アジア海域等においては巡視船や航空機を派遣し、寄港国海上保安機関と海賊対策に関する連携訓練や意見・情報交換を行うなど、連携・協力関係の推進に取り組んでいます。加えてこれらの海域の沿岸国海上保安機関職員に研修を行うなど、積極的に法執行能力向上のための支援を実施しています。



護衛艦上で監視警戒にあたる派遣捜査隊

不審船・工作船への対応

海上保安庁では、不審船・工作船の活動に備え警戒・監視を実施するとともに、不審船・工作船対応を主目的とする2,000トン型巡視船（ヘリ甲板付高速高機能）、1,000トン型巡視船（高速高機能）、高速特殊警備船を中心に各種訓練を実施しています。



不審船捕捉訓練

生命を救う

海難救助

海では、船舶の衝突・転覆・座礁・火災などや、海水浴中に離岸流で沖に流されるなどのマリンレジャー中の事故も発生しています。

海上保安庁では、海難の発生に備えた救助体制の充実強化、民間救助組織等との連携・協力等に努め、実際に海難が発生した場合には、迅速かつ的確な救助活動を実施し、尊い人命を救うことにはじめています。



座礁船の救助に向かうヘリコプター

救助・救急体制の充実・強化

■ 潜水士

転覆や沈没した船舶などから、潜水により遭難者を救出したり、行方不明者を捜索することなどを任務としています。

潜水士は、巡回船艇乗組員の中から選抜され、厳しい潜水研修を受けた後、潜水指定を受けた巡回船艇で業務にあたっています。



転覆船内の捜索を行う潜水士

■ 機動救難士

海難等による遭難者等をヘリコプターにより迅速に救助する専門家です。

ヘリコプターからの降下技術や潜水等の救助技術を有しており、機動救難士の約半数は救急救命士の資格を有しています。

全国9箇所の航空基地等に9名ずつの機動救難士が配置され、特殊救難隊とともに、日本沿岸の大部分をカバーしています。



吊り上げ救助を行う機動救難士

■ 特殊救難隊

転覆した船舶や火災を起こした危険物積載船等における人命救助や火災消火等高度な救助技術と専門的知識を必要とする特殊な海難に対応するための救助のスペシャリストです。

救急救命士を含む6隊36名編成で、全国の特殊な海難に航空機で即座に対応できるように24時間出動できる体制をとっています。



吊り上げ救助を行う特殊救難隊員

海難情報の収集体制

陸上から離れた海の上でトラブルが発生した場合には、海上保安庁へいち早く通報することが大切です。

そのために、「GMDSS（海上における遭難及び安全に関する世界的な制度）」に基づき、無線による海難情報の受付を24時間体制で運用しています。

また、携帯電話などから「118番」をダイヤルすれば、海上保安庁に素早く事件・事故の通報や救助を求めるることができます。



「118番」通報の受付

他機関との協力

広大な海で、多くの命を守るために、日頃から警察・消防等の救助関係機関や民間救助組織との連携・協力体制を確立しておくことが重要です。特に沿岸域で発生する海難に対しては、空白地域のない救助エリアの確保や円滑な救助活動を実施できるよう、公益社団法人日本水難救済会などの民間救助組織との連携・協力体制の充実に努めています。

遠方海域で発生する海難に対しては、関係国の海難救助機関と協力し、救助活動を実施しています。また、連携強化を目的として他国海難救助機関との合同捜索救助訓練等を実施しています。



日韓合同捜索救助訓練

洋上救急

洋上の船舶上で傷病者が発生し、医師による緊急の加療が必要な場合に、医師等を海上保安庁の巡回船艇・航空機等により急送するとともに、傷病者を巡回船艇・航空機等に引き取り、医師の加療を行いつつ、陸上の病院へ搬送する、世界唯一の先駆的な制度で、公益社団法人日本水難救済会が実施している事業です。

昭和60年に制度が発足し、これまでに850名以上の方が救助されています。



関係機関と連携し急患を搬送

海上保安庁における メディカルコントロール体制

メディカルコントロール体制とは特殊救難基地等に配属されている救急救命士の行う救急救命処置の質を医学的・管理的観点から保障するための体制です。

この体制を確保するため、海上保安庁では全国の医師や法専門家18名の協力のもと、平成17年に「海上保安庁メディカルコントロール協議会」を設置し、救急救命士が実施した救急救命処置の事後検証や事後検証を踏まえた救急処置基準、研修教育ガイドラインの策定などを行っています。



ヘリコプター機内で救急救命処置を実施する救急救命士

青い海を守る



一般市民を対象とした海洋環境保全活動

海洋環境保全対策

■ 海洋環境保全のための指導・啓発活動

「未来に残そう青い海」をスローガンに掲げ、地方公共団体やボランティア団体などと協力して海洋環境保全のための指導・啓発活動を推進しています。

主な活動としては、直接船舶に赴いて指導をする「訪船指導」や、「海洋環境保全講習会」などを実施しており、特に6月を「海洋環境保全推進月間」として、集中的な活動を実施しています。



油等排出防止のための訪船指導

■ 海洋汚染の調査

海上保安庁では、海洋環境保全や放射能レベルの把握のため、海水及び海底堆積物中の様々な成分の調査を実施し、インターネットなどで調査結果を公表しています。

「未来に残そう青い海 海上保安庁図画コンクール」

本図画コンクールは、海上保安庁と（公財）海上保安協会が協力し、将来を担う子どもたちの海への関心を高め、海の環境を守る心を育むことを目的として行っています。



第17回未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール特別賞（国土交通大臣賞）受賞作品

海上環境事犯対策

適正な処理費用や設備費用を惜しんでの汚水排出や船舶からの油等の不法排出、廃棄物・廃船の不法投棄は、依然として後を絶ちません。その形態も、夜陰に紛れた油等の不法排出や廃棄物の不法投棄、船名・船舶番号等を隠蔽したうえでの廃船投棄など、潜在化、悪質・巧妙化が進んでいます。

このため、関係機関と連携協力して海上環境事犯に関する情報共有体制を構築し、監視・取締りを強化しています。



廃船等の調査



船舶からのダンボール不法投棄



船舶からの有害液体物質の不法排出

海上保安試験研究センター

海上保安試験研究センターは、「船艇、航路標識、業務用資機材に関する研究」や「全国の部署から送られてくる海上犯罪の証拠品の分析鑑定」を行っています。また、立川広域防災基地（東京都立川市）の一角に立地しており、霞が関の海上保安庁庁舎が被災した場合などに海上保安庁災害活動拠点として機能します。



全国海の再生プロジェクト

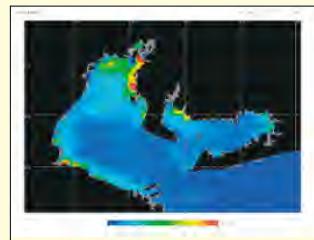
東京湾のように背後に大都市を抱えた閉鎖性の高い海域では、生活排水などが大量に流れ込むうえ、外海との海水の交換が起こりにくいため、赤潮が生じたり、生物が減少するなどの問題が発生しています。

海上保安庁は、このような水環境を改善するため、「全国海の再生プロジェクト」に参画しており、同プロジェクトでは国、自治体、大学・研究機関、民間企業が連携して、東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾における海域の環境改善対策、陸域からの汚濁負荷の削減、環境モニタリング等の各種施策を推進しています。

「東京湾再生プロジェクト」では、関係省庁や地方自治体からなる東京湾再生推進会議で、『快適に水遊びができ、「江戸前」をはじめ多くの生物が生息する、親しみやすく美しい「海」を取り戻し、首都圏にふさわしい「東京湾」を創出する。』ことを目標として、平成25年に、今後10年間の「東京湾再生のための行動計画（第二期）」を策定しました。



モニタリングポスト及び
測量船による水質・流向
流速・風向風速の観測



災害に備える

事故災害対策

船舶の火災、衝突や沈没等の事故が発生すると、人命・財産が脅かされるだけでなく、事故に伴って油や有害液体物質が海上に排出されることにより、自然環境や付近住民の生活にも甚大な悪影響を及ぼします。

海上保安庁では、事故災害の予防に取組むとともに、事故災害発生時に迅速・的確に対応するため、防災資機材や消防船等を全国に配備し、常に出動できる体制を整えているほか、排出油等の拡散・漂流を予測し、防除措置に役立てています。

また、国内外の関係機関と訓練や講習等を実施するなど、連携・協力を強化し、海上防災体制の充実に努めています。



火災船を消火する巡視艇

排出油等防除訓練

自然災害対策

地震、津波、台風、火山噴火等による自然災害が発生した場合には、被災者の救出、人員・救援物資の緊急輸送、被害状況の調査などの災害応急活動を迅速・的確に実施するため、体制の整備や関係機関との連携強化などに努めているほか、防災情報図などの提供、海域火山の定期監視や緊急調査などにより得られた情報のデータベース化も実施しています。

このほか、大規模地震の予測に必要な基礎資料を得るため、地震発生予想海域における海底地形・地質等の調査や、地殻のプレート運動を解明する海底地殻変動観測を実施しています。



航空機による負傷者の搬送



支援のため熊本新港に集結した巡視船



おにぎりを手渡す海上保安官

災害に備える情報の整備

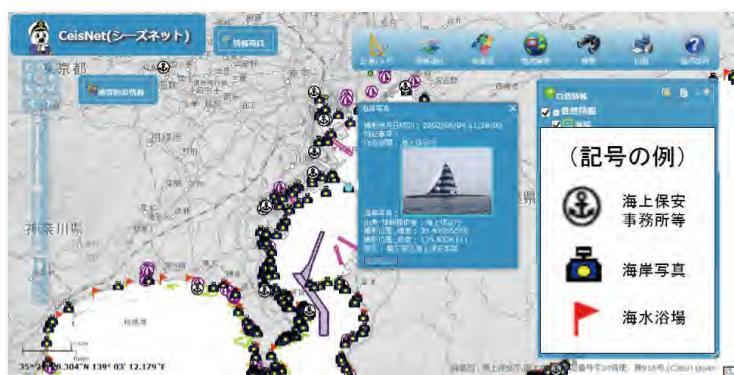
海上への油等排出事故が発生した際、環境への影響を迅速に把握・評価し、被害を最小限とするために利用する情報を「沿岸海域環境保全情報」として整備し、油防除の関係機関、地方公共団体、民間団体などが活用できるようにインターネットで提供しています。

■ 沿岸海域環境保全情報ホームページ (通称CeisNet「シーズネット」)

<http://www4.kaiho.mlit.go.jp/CeisNetWebGIS/>

■ スマートフォン向けサイト

[http://www4.kaiho.mlit.go.jp/
Ceisnet_mobile/top.htm](http://www4.kaiho.mlit.go.jp/Ceisnet_mobile/top.htm)



シーズネット イメージ

機動防除隊

機動防除隊は、海上に排出された油・有害液体物質等の防除や海上火災の消火及び延焼の防止に関する指導・助言や関係者間の調整を実施するほか、必要に応じて自ら防除措置などを実施する海上災害の防止に関するスペシャリストです。



機動防除隊

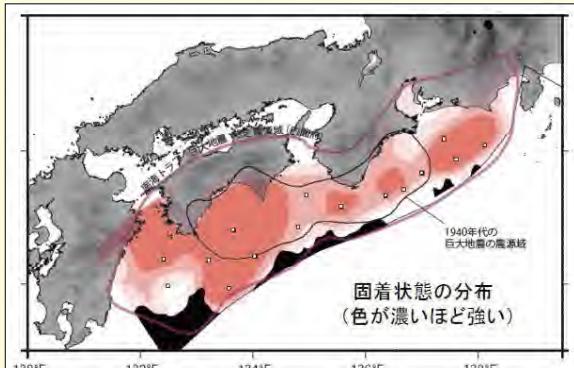


油の流出状況を調査する機動防除隊

海底地殻変動観測

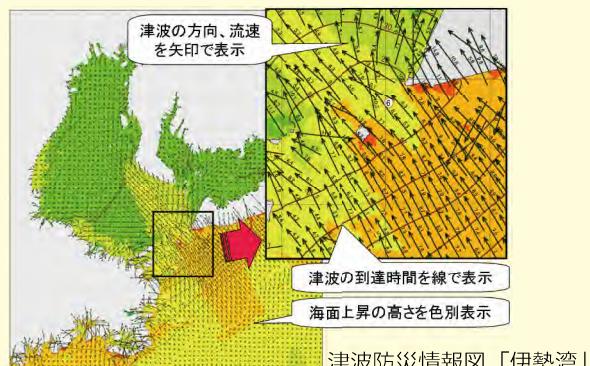
南海トラフ、相模トラフ及び日本海溝付近の海域において、プレート運動や地震によって引き起こされる地殻の動き（海底地殻変動）を継続的に観測しています。

平成27年6月までの観測データから、巨大地震の想定震源域とされる南海トラフ付近の陸側と海側プレート間の動きを明らかにしました。



津波防災情報図

地震により発生する津波の挙動は、地震に伴う海底の動きと海底の地形によって決まります。海洋情報部では、所有する詳細な水深データを用いて津波のシミュレーション計算を行い、得られた津波の流れや高さの情報をまとめた「津波防災情報図」を作成して、津波襲来時の船舶の安全対策の検討資料として公開しています。

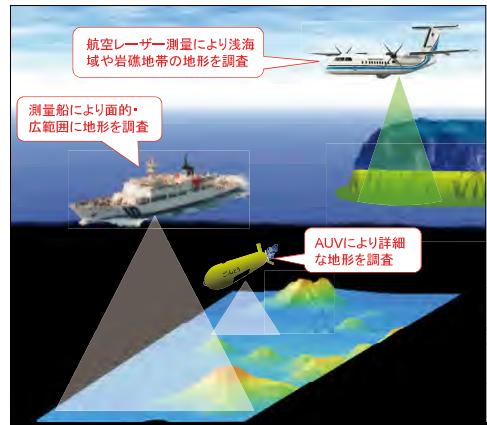


津波防災情報図「伊勢湾」

海を知る

海底地形を知る

様々な大きさの船が安全に航行できるよう、水深を精密に計測し、海図に反映しています。計測した海底地形は、大陸棚の延長、地震に関する調査、津波のシミュレーション、海洋開発などにも使われます。例えば、調査により特徴的な地形が発見され、海底熱水鉱床の探査に繋がるなど、海底地形調査の成果は海底資源の探査・開発にも大きく貢献しています。また、海岸線付近を精密に調査して、領海を決める基線となる低潮線（干潮時の海陸境界）の位置を求め海図に記載します。



音波を使って

測量船から音波を発射し、海底との往復時間を計測して水深を求めます。指向角2度以下に整形した細い音波ビームを200本以上同時に発射し、効率良く精密に海底地形を調べます。

レーザーを使って

航空機からレーザー光を発射し、海底からの反射光が到達するまでの時間を計測することにより水深を求めます。

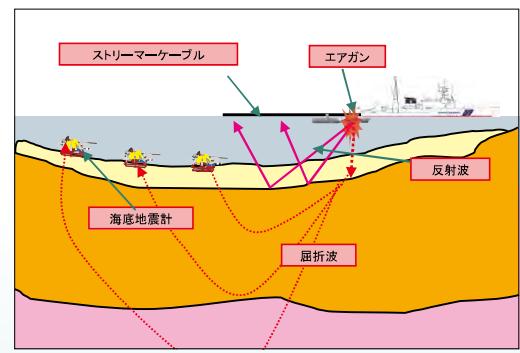
測量船では調査の難しい浅海域や岩礁地帯で威力を發揮し、1秒間10,000点以上の水深データを得ることができます。

海底下の地層を知る

海底下の地質構造は、地震や津波の発生に関する重要な情報です。また、海底からマントルまでの地殻の厚さや岩石の種類は、大陸棚の延長申請のための基礎的情報としても用いられました。

反射波を使って

測量船の船尾から曳航するエアガンという装置で超低周波の振動を発生させ、この人工地震波が海底下の地層の境目で反射した振動を、船尾から曳航する長さ3kmのストリーマーケーブル内の水中マイクロフォンでキャッチし、地層の厚さや断層を探ります。



屈折波を使って

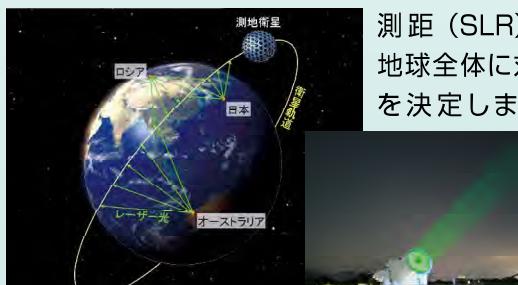
エアガンにより発生させた超低周波の振動を海底に設置した地震計でキャッチします。岩石の種類により通過する地震波の速度が異なるため、岩石の境目で屈折する現象を利用して地震波の速度を求め、岩石の種類を探ります。

地面の動きを知る

いくつものプレートがせめぎ合うところにある日本の大地と海底は絶えず動いていますので、地球全体に対して日本がどこにあるかを正確に知ることが重要です。

レーザーを使って

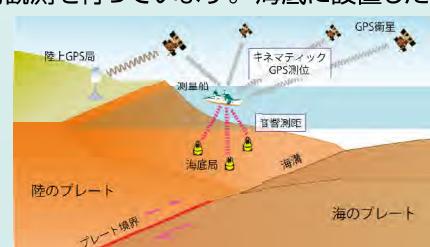
反射鏡を搭載した人工衛星に地上局からレーザー光を当て、地上局-人工衛星間の距離を精密に測定する人工衛星レーザー



測距 (SLR) 観測によって、地球全体に対する日本の位置を決定します。SLR観測は、1982年から和歌山県の下里水路観測所で実施しています。

音波を使って

これまでプレート境界地震が度々発生してきた海域の地殻変動を把握するため、GPSと音響測距を組み合わせた海底地殻変動観測を行っています。海底に設置した基準点の移動状況は、プレート境界でのひずみの蓄積状況を推定するのに役立ちます。



海水の流れを知る

干満に応じて向きを変える潮流や黒潮のような海流の状況は、船舶の安全運航や経済運航に影響を与えます。また、行方不明者の捜索、流出油の動向予測にも海・潮流の把握と予測は重要です。

音波を使って

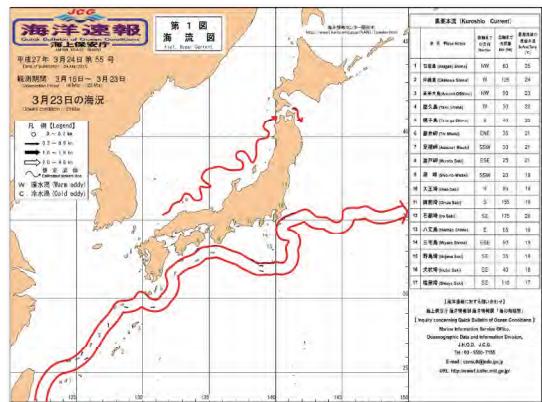
船底やブイなどから発射した音波が海水中の微粒子などで反射される際に海水の流速に応じて周波数が変化する現象を利用して流速を求めます。

AOVを使って

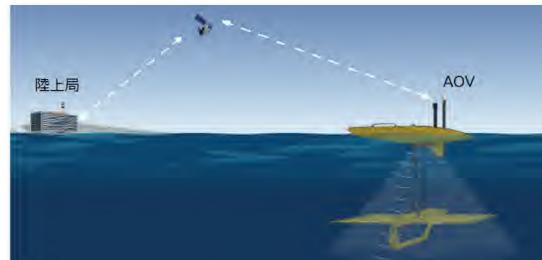
波の力を推進力とし、太陽光発電だけで、長期無人観測が可能な自律型海洋観測装置（AOV）により、海潮流を含め、風・波高・水温等の海洋情報をリアルタイムで収集し、日本周辺海域で海洋データの充実を図っています。

■ 海況情報・急潮情報 携帯サイト

[http://www1.kaiho.mlit.go.jp/
KANKYO/KAIYO/qboc/keitai/index.html](http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/KAIYO/qboc/keitai/index.html)



海洋速報



リアルタイムで海洋情報を収集

海水や海底堆積物の成分を知る

海水や海底表層の砂や泥には、人間の活動により排出された物質が含まれています。それらの物質が通常の自然界にはどの程度あり、人間活動でどれだけ増えているのかを継続して測り続けることは、海洋汚染の対策を考える上で大変重要です。

採水して

海水中に含まれるごく微量の化学物質を捉えるため、海洋のいろいろな深さから一度に10から100リットルずつの海水を採取し、様々な物質を対象に高精度の化学分析を行います。放射性物質の分析では、崩壊して別の元素に変わる時に出る放射線を測定しています。

採泥して

地層を崩さないように海底表層の砂や泥を採取して、海水と同様に分析します。



表面採水



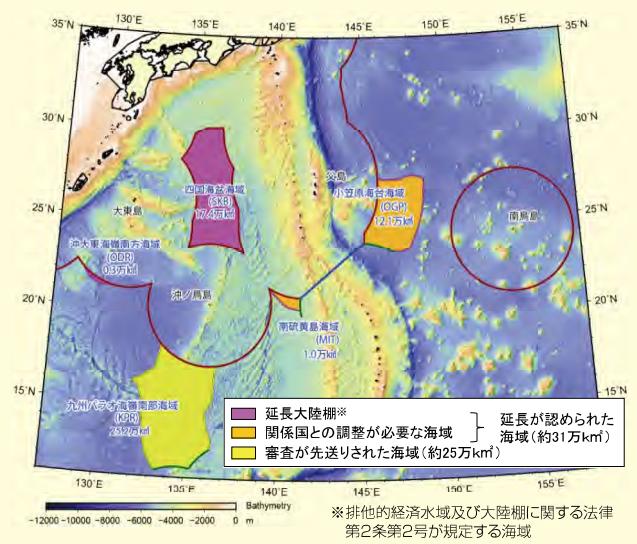
採泥

大陸棚

国連海洋法条約では、沿岸国が海底の天然資源の開発の権利を有する海域を大陸棚と呼び、海岸から200海里までとしています。200海里より外側の海域であっても、海底の地形地質が領土の自然延長であれば大陸棚と認められます。

海上保安庁は昭和58年から25年間、大陸棚の海底地形・地質等に関する精密な調査を行い、平成15年から政府一丸となった調査が行われました。これらの調査結果をもとに、平成20年、200海里より外側の大陸棚について国連への申請が行われ、平成24年には日本の面積の8割に相当する約31万平方キロメートルの拡張が認められました。

これを受け、平成26年10月には我が国初の延長大陸棚が設定されました。

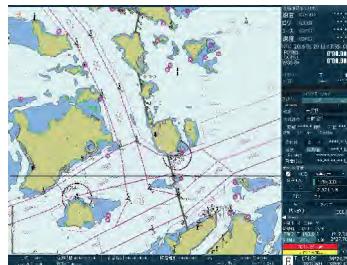


日本の大陸棚延長について（平成26年10月）

海洋の情報提供

■ 航海の安全確保のための情報提供

海岸線や水深、潮流・潮汐などの調査成果をもとに、船舶の安全な航行に不可欠な海図や水路誌、潮汐表などの水路図誌の作製及び提供を行っています。



電子海図（備讃瀬戸西部）の表示例



紙海図（備讃瀬戸西部）

■ 水路通報・航行警報

海図等の水路図誌を最新の状態に維持するための情報などを水路通報として、また、航海の安全確保のために必要な情報のうち漂流物など緊急に周知する必要がある情報を航行警報として提供しています。

さらに、これらの情報を地図上に表示した「ビジュアル情報」をインターネットで提供しています。

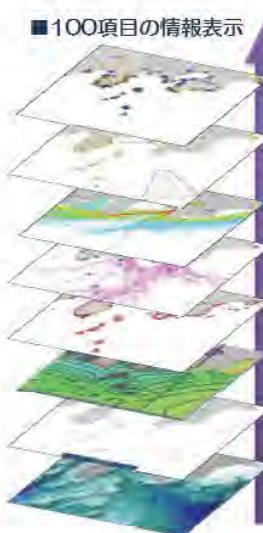


■ ビジュアル情報ホームページ

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/vpage/visualpage.html>

■ 海洋台帳

内閣官房総合海洋政策本部の総合調整のもと、各省の保有する海洋に関する様々な情報やデータを、目的に応じて取捨選択し、地図上に重ねて表示できるウェブサービスとして海洋台帳を公開しています。



- 100項目の情報表示
- 社会情報
史跡、名勝、天然記念物、
海産資源定区図等
- 海事情報
灯台、港湾区域、
漁港区域等
- 船舶通航量
月別船舶通航量
- インフラ情報
海底ケーブル、海底輸送管、
海上風力発電等
- 環境情報
湿地、干潟、海獣繁殖生息地、
事故保護区域
- 海洋再生エネルギー情報
エクセルデータシートマップ等
- 海洋情報
水深、海上気象、海流、
水温、塩分等
- 背景図
白地図、公共地図、
海底地形図



■ 海洋台帳ホームページ

<http://www.kaiyoudaichou.go.jp/>



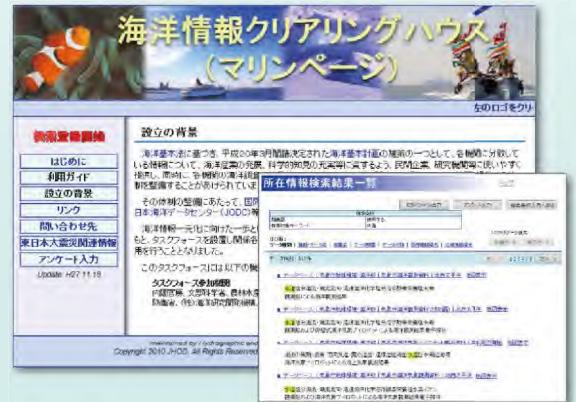
■ 海洋情報クリアリングハウス

海洋情報一元化の取組みとして、国内の海洋関係機関がそれぞれ保有している海洋に関する様々な情報やデータについて、その概要や入手方法といった所在情報等をデータベース化した「海洋情報クリアリングハウス（愛称：マリンページ）」を運用しています。

どのような情報を、どこに行けば得られるのかを知るための海洋情報の道しるべがマリンページです。

■ 海洋情報クリアリングハウス

<http://www.mich.go.jp/>



The screenshot shows the Mich homepage with a search bar at the top. Below it is a section titled "設立の背景" (Background of establishment) with text about the creation of the clearinghouse. Further down, there's a "タスクフォース" (Task Force) section with links to various reports and documents. A large QR code is visible on the right side of the page.

交通の安全を守る



海上交通センターと業務にあたる運用管制官



海難防止のための対策

■ 海の安全推進活動

海難の多くは、見張り不十分や操船不適切、気象・海象の悪化を軽視して遊泳するなどの不注意により発生しています。

海上保安庁では、これら海難の防止と万一事故が発生した場合の救助率の向上のため、以下の取組みを行っています。



訪船指導



海上安全教室



釣り人への啓発活動

～自己救命策確保 3つの基本～



■ 海の安全情報（沿岸域情報提供システム）

情報の把握不足による海難を防止することを目的として、プレジャーボート、漁船等の船舶運航者や磯釣り、マリンレジャー愛好者の方に対して、全国各地の灯台などで観測した風向、風速、波高などの局地的な気象・海象の現況、海上工事の状況、海上模様が把握できるライブカメラの映像など、「海の安全情報」を提供しています。

さらに、24時間体制で海上保安庁が発表する緊急情報等を、事前に登録されたメールアドレスに電子メールで配信するサービスを提供しています。

海の安全情報（沿岸域情報提供システム）
パソコンや携帯電話から、簡単にアクセスできます。

パソコン用サイト
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/informics/>

スマートフォン用サイト
<http://www3.kaiho.mlit.go.jp/spl/index.html>

携帯電話用サイト
<http://www2.kaiho.mlit.go.jp/micmail/regtouroku.html>

緊急情報配信サービス
<http://www2.kaiho.mlit.go.jp/micmail/regtouroku.html>

各海域の取組み

■ ふくそう海域における安全対策

船舶交通がふくそうする東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海並びに港内では、特別な交通ルールなどを定め、海上交通センターなどにおいて、船舶の安全な航行に必要な情報提供や大型船舶の航路入航間隔の調整を行っています。また、巡視船艇と連携しながら、不適切な航行をする船舶に対して指導などを行っています。

■ 港内における安全対策

港則法に基づき、全国の86港を特定港に指定し、船舶の入出港状況の把握、危険物荷役の許可、停泊場所の指定などを行い、港内の安全確保に努めています。

■ 沿岸における安全対策

AIS^{*}を活用した航行支援システムを運用し、日本沿岸において気象情報などの各種航行安全情報の提供や乗揚げや走锚のおそれのあるAIS搭載船舶に対する注意喚起を行っています。

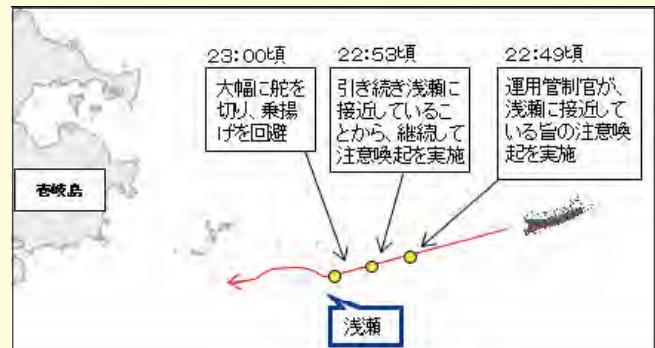
※AIS(船舶自動識別装置)：船舶の船名、現在位置、進行方向、速力などの情報を自動的に送受信する装置

海上交通センターからの注意喚起により 船舶の乗揚げを回避 !!

22時49分頃、関門海峡海上交通センターの運用管制官が長崎県壱岐島付近海域にある浅瀬に接近する貨物船（外国籍）を確認しました。

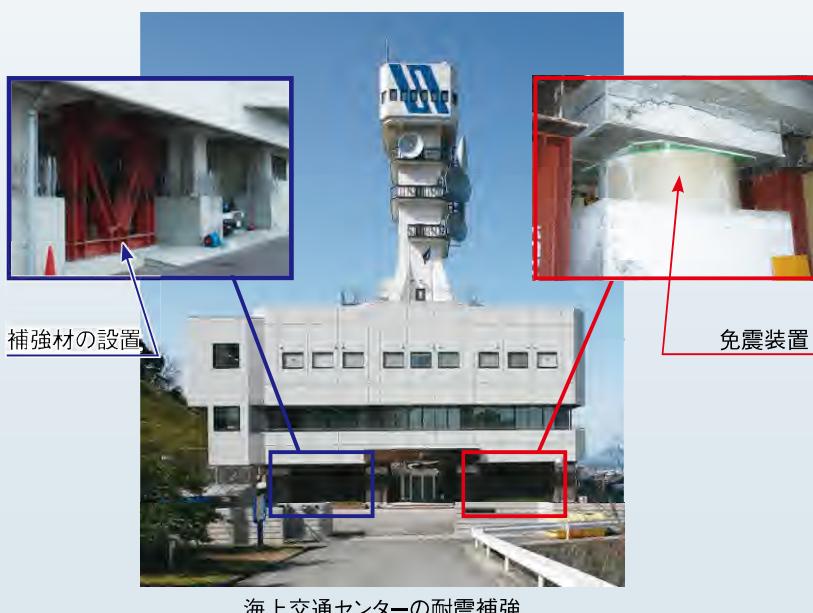
運用管制官は、貨物船に対し、国際VHF無線電話で浅瀬に接近している旨の注意喚起をしました。

その結果、貨物船の乗揚げを回避することができました。



航路標識の管理

船舶の安全な航行に不可欠な航路標識には、灯台や灯浮標のほか、GPSの精度を高める補正情報などを提供するディファレンシャルGPS局、船舶交通に関する情報を提供する船舶通航信号所、AIS信号所や潮流信号所など様々なものがあり、海上保安庁ではこれら5,284基に及ぶ航路標識（内訳P3参照）の管理を行っています。



■ 防災対策

今後予想される大規模地震・津波等の発生時において、海上輸送ルートの安全確保を図るため、航路標識の耐震補強、耐波浪補強、光源（LED灯器）の耐波浪化を実施しています。



■被災地復興への取組み

東日本大震災では、東北の太平洋沿岸において、129基の航路標識が倒壊等の被害を受けました。

海上保安庁では、被災した航路標識の復旧に取り組み、平成29年4月1日現在、118基の航路標識を復旧しました。



被災地復興への取組み



綾里港東防波堤灯台（岩手県大船渡市）

■新たな技術の開発

海域の自然条件や船舶の交通実態などの海上交通環境、海域利用者ニーズ、経済性などを考慮し、最適な航路標識施設の設計、機器や情報システムの開発に取り組んでいます。

また、国際的な技術動向や最新制度を把握するとともに、航行支援技術の国際標準化などを目的とした国際ワークショップの開催や関係学会及び国際シンポジウム等での情報発信を行っています。



次世代VTS (Vessel Traffic Service) に関するワークショップ
(インドネシア)



新たな航路標識光源 (COB : Chip On Board) の導入に向けた試験研究

船舶交通の安全・安心をめざした取組み

我が国の周辺海域では、毎年2,500隻前後の船舶事故が発生しています。

ひとたび船舶事故が発生すると、尊い人命や財産が失われるばかりでなく、我が国の経済活動や海洋環境にまで多大な影響を及ぼすことがあります。

平成25年10月、交通政策審議会で答申された「船舶交通の安全・安心をめざした取組み」では、おおむね5年間における船舶交通安全政策の方向性と具体的な施策（7つの課題と3つの目標）が示されました。

海上保安庁では、この答申を「第3次交通ビジョン」と位置づけ、目標達成に向けた施策を推進しています。

7つの課題

1. ふくそう海域の安全対策
2. 準ふくそう海域の安全対策
3. 港内船舶交通の効率化・安全対策
4. 小型船舶の安全対策
5. 航路標識の整備・管理の在り方
6. 大規模災害発生時における船舶交通の安全対策
7. 戦略的技術開発

3つの目標

1. ふくそう海域における衝突・乗揚事故の低発生水準の維持
2. 港内等における衝突・乗揚事故の減少
3. 小型船舶における事故の減少

長期的な目標

2020年代中に現在の船舶事故隻数を半減させることを目指す

目指せ! 海上保安官

海上保安大学校

広島県呉市

■学校紹介

海上保安大学校は、将来の海上保安庁の幹部となる職員を養成するための教育機関です。

教育期間は本科4年、専攻科6ヶ月及び国際業務課程3ヶ月の計4年9ヶ月間です。

カリキュラムは学校教育法に基づく大学設置基準に準じており、卒業時には日本で唯一の「学士(海上保安)」の学位が授与されます。

寮生活を行い、団体生活を通して生涯の友を得、相互鍛磨とリーダーシップを体得していきます。

卒業後は初級幹部として巡視船艇に乗船し、その後陸上勤務と海上勤務を交互に繰り返しながら、キャリアアップしていきます。



正門

■科目紹介

◆基礎教育科目

哲学、物理学など、社会人として必要な教養を身に付けるため、幅広い分野を学びます。

◆専門基礎科目

国際政治、政策科学、情報科学や気象学といった共通科目のほか、本科2学年後期から、「航海」・「機関」・「情報通信」の各専攻に分かれて学ぶ群別科目があります。

◆専門教育科目

国際海洋法、海上警察権論、海上安全学などの専門知識を学びます。

■練習船こじま



◆遠洋航海実習

専攻科在籍時に約3ヶ月の練習船による遠洋航海実習を行います。実習生は、世界一周の遠洋航海を通じて国際感覚の涵養や船舶運航に関する技能を修得します。

■学校風景



■学校紹介

海上保安学校は、海上保安庁の各分野における専門の職員を養成する教育機関です。

学生は採用試験時に、以下の4つの課程のうち、いずれかを選択します。教育期間は1年間（情報システム課程のみ2年間）で、全員を対象にした海上保安官として必要な知識などを学ぶ共通科目に加え、各課程・コースごとの専門科目などを学びます。

学生は、寮生活を行い、団体生活を通して相互練磨し協調性を身につけます。

卒業後は、業務経験と選抜試験により、海上保安大学校での研修を経て、幹部へ登用される道も開かれています。



正門



◆練習船みうら

■課程紹介

◆船舶運航システム課程

入学時から航海・機関・主計の各コースに分かれ、巡視船艇の運航に係る知識・技能を修得します。卒業後はコースに応じて巡視船艇の運航を担当するとともに警備救難業務などに従事します。

◆航空課程

航空機に関する知識・技能を修得します。卒業後は、更に研修を受け、航空機のパイロットとなります。

◆情報システム課程

情報通信・航行援助に関する知識・技能を修得します。卒業後は、主に情報通信業務、海上交通業務を担当します。

◆管制課程（平成30年度設置予定）

船舶交通を管制する業務に関する知識・技能を修得します。卒業後は、主に運用管制官として海上交通業務を担当します。

◆海洋科学課程

海洋に関する科学的知識、海洋調査の知識・技能を修得します。卒業後は、主に海洋情報業務を担当します。

■学校風景



門司分校

船舶、航空機及び無線通信等の有資格者から採用試験に合格し、採用された者に対して6ヵ月間の初任者研修を行っています。



海上保安業務実習

宮城分校

航空要員を養成するための研修施設です。海上保安学校航空課程卒業生のほか、現場の航空要員に対し、資格取得や技能向上のための研修を行います。



航空機実習

学生活

大학교・学校の学生は、全寮制の団体生活をし、協調性や規律の練成を図ります。平日は毎朝決まった時刻に起床し、体操、清掃、朝食を経て課業（授業）に向かい、勤務時間終了後は、夕食、入浴、自習時間、清掃の後、消灯時間に一斉に就寝するなど規則正しい生活を送ります。勤務時間終了後は外出が可能です。

課業終了後は、体育部活動・補課活動が行われています。学生はいずれかの体育系の部に所属し、活動を通じて、将来の任務に耐えうる気力・体力を養います。

大학교・学校とも毎年学生祭やオープンキャンパスを行っており、肌で校内の雰囲気を感じることができます。



乗船実習



授業風景



入学式



自習風景



分列行進



遠泳訓練



カッター訓練

海上保安大学校・ 海上保安学校 学生採用試験情報

採用試験の情報については、下記ホームページ又はパンフレット裏面に掲載の最寄りの海上保安本部へお問い合わせください。

■ 海上保安庁 採用試験ホームページ 試験日程・受験資格等
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/siken.html>

携帯電話用
ホームページ
はこちら



国家公務員総合職採用（技術系）

海上保安庁海洋情報部・交通部では、国家公務員総合職技術系職員を採用しています。総合職技術系職員は、政策の企画立案、技術開発・研究等の経験を積み、将来的には幹部職員として海上保安行政に携わります。

◆標準的キャリアパス

入庁



他の組織等での経験

- ・国土交通省
- ・海外留学 / 海外研修
- ・練習船「こじま」航海実習
- ・南極地域観測隊 など

官付・係員

官・係長

調査・観測／研究／技術開発

他の組織等での経験

- ・国際機関
- ・大使館
- ・内閣官房
- ・海上保安大学校 など

主任官

課長補佐

政策立案／組織管理



管理職へ

海洋情報部

海洋調査や観測技術に関する研究、海洋情報の収集・提供等に関する政策の企画立案に従事します。また、他省庁への出向や国際機関（モナコ）や大使館での在外勤務といった幅広い活躍の場があります。



海洋調査機器を整備中の職員（8年目男性職員）

交通部

航路標識の技術開発・整備や、船舶の安全運航に関する政策の企画立案に従事します。また、JICA専門家として海外派遣されたり、国際会議に参加するなど、グローバルな活躍の場があります。



航路標識に関する国際会議での発表（4年目男性職員）

詳細については、海上保安庁国家公務員総合職採用情報HPをご覧下さい。

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/saiyo/index.html>

活躍する女性海上保安官

海上保安庁では、近年の女性の更なる活躍推進やワークライフバランスの推進に向けた政府全体の取組等をふまえ、これまで以上に女性職員が意欲を持って働き続けられる職場環境の整備を進めており、現場最前線や専門的な知識・技能が必要な職種等においても女性職員が活躍しています。



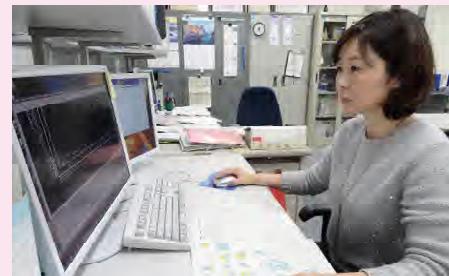
操舵中の船長



飛行準備中の飛行士



管制業務にあたる運用管制官



海図編集作業中の職員

様々なキャリアアップ

ほとんどの海上保安官は、大学校、学校を卒業後巡視船艇に配属されます。その後は、経験を積みながら、自分の適性や希望に応じて、様々な研修を受けることでキャリアアップを図っていきます。

海上保安大学校特修科では、海上保安学校卒業生・門司分校修了生を対象とした将来の幹部職員を養成しています。また、潜水研修を経て潜水士、語学研修を経て国際捜査官など、それぞれの分野のスペシャリストとしての道が開かれています。

このほか、海上保安官は、巡視船艇での海上勤務だけでなく、陸上勤務や各国大使館等での海外勤務等、活躍の場は多種多様です。様々な舞台で活躍する海上保安官には、幅広い知識や技能だけでなく、特殊な業務を行うための専門的な能力も求められます。

鑑識官

科学的知識・技能を駆使し、船舶の衝突・乗揚げや、船内窃盗事件等の初動捜査において、事件の全容を解明するための鍵となる重要な証拠の採取、分析や、検視等を通じた死因の究明等を行います。



国際捜査官

外国语（ロシア語、中国語、韓国語等）を駆使して外国人犯罪の捜査を行うスペシャリストです。通訳や翻訳を担当するだけでなく、自らが外国语による取調べや立入検査も行います。



パイロット

航空機に搭乗し、飛行機やヘリコプターの運航に関する専門知識や技術はもちろん、海上保安官としての知識・技能を駆使し、海上における犯罪の取締り、領海警備、海難救助等の様々な業務に従事します。



航空整備士

日々、広大な海上を飛行して業務にあたる飛行機やヘリコプターの整備等を確実に実施するとともに、航空機に搭乗し、海上保安官として他の乗組員と協力し、海上の監視や捜索等を行います。



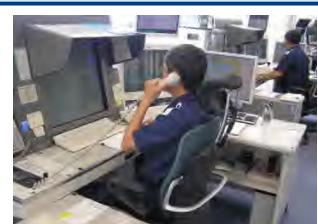
救急救命士

救急救命士（国家資格）として海難等により生じた傷病者を医療機関等へ搬送するまでの間、容態に応じた適切な救急救命処置を実施します。



運用管制官

運用管制官は、高性能レーダー、AIS（船舶自動識別装置）及びカメラ等を使用し、航行する船舶の動静の把握、航行船舶が安全に航行する上で必要な情報の提供を行うほか、必要に応じて、港則法または海上交通安全法に基づき船舶の安全を確保するための勧告及び指示を行っています。また、巨大船や危険物を積載している船舶等を対象として、航路入航時刻の調整等を行っています。



制 服

海上保安庁職員の制服は、端正な容儀を整え品位を保ち、当庁職員であることを識別させるとともに、階級章により明確に階級を表すことで、厳正な規律のもとに行動させることを目的として、昭和23年11月に制定され、今日に至っています。



第一種制服（冬用）



第二種制服（夏用）



第三種制服（冬用）



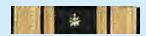
第四種制服（夏用）

階 級 章

そで章



胸 章



肩 章



長官

次長・海上保安監

一等海上保安監・甲

一等海上保安監・乙

二等海上保安監

三等海上保安監

そで章



胸 章



一等海上保安正

二等海上保安正

三等海上保安正

一等海上保安士

二等海上保安士

三等海上保安士

海上保安レポート

海上保安レポートは、公式な年次報告書です。海上保安業務に関する最新情勢と今後の展望を国民の皆様にわかりやすくご紹介するため、毎年5月に発刊しています。

■過去の海上保安レポートはホームページからご覧になれます。

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/doc/hakkou/report/top.html>



海上保安庁音楽隊

海上保安庁音楽隊は、音楽を通じて国民との融和を図り、当庁の広報活動の効果を高めるとともに、当庁職員の士気の高揚を図ることを目的として、当庁の式典、音楽隊定期演奏会のほか、国家的行事での奏楽、海に関するイベントなど多方面で演奏活動を行っています。

隊員は霞が関の本庁などにおいて、他の職員と同様に公務を行なながら、練習や演奏活動を行っています。ご興味や機会がございましたら、ぜひ演奏会に足をお運びください。皆様のご来場をお待ちしております。

■ホームページ（演奏予定、実績などがご覧になれます）

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/doc/band/ongaku.html>



海上保安友の会

海上保安友の会は、海と船が大好きな人が集い、海上保安庁の仕事について理解を深めるとともに、会員相互や海上保安官との交流を通じ親睦を深めることを目的として昭和63年4月に設立されました。今では、会員総数は約7,000名に達し、全国37の支部ごとに活動を展開しています。

会員になりますと、海上保安庁の行う各種行事に参加することができますので、興味のある方は、ぜひ最寄りの管区海上保安本部総務課にお問い合わせください。

■ホームページ

<http://www1a.biglobe.ne.jp/jcgfc/>



青い羽根募金

青い羽根募金は、海上で遭難した幾千の人々の尊い命を救う資金となります。



海上保安庁は水難救助ボランティアを支援する『青い羽根募金』に協力しています。

お問い合わせ先：

公益社団法人日本水難救済会
電話：03-3222-8066

■ホームページ

<http://www.mrj.or.jp>

海上保安庁「118番」



「118番」は、海上保安庁緊急通報用電話番号です。

次のような場合には、「118番」に通報し、「いつ」「どこで」「なにがあった」などを簡潔に落ち着いてお話ください。

- 海難人身事故に遭遇した、または目撲した。
- 油の排出等を発見した。
- 不審船を発見した。
- 密輸密航事犯等の情報を得た。

加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS、船舶電話などから利用できます。

海上保安資料館

海上保安資料館は、昭和55年(1980年)、海上保安庁創設30周年記念事業の一環として、海上保安庁の足跡を後世に残すべく、広島県呉市にある海上保安大学校敷地内に建設されました。館内には、既に現役を引退した巡視船艇、飛行機及びヘリコプターなどの写真、現在も使用されているヘリコプター搭載型巡視船などの模型、海上保安庁の業務を紹介する写真パネル・模型など約1000点近い展示物が並んでいます。

また、平成13年12月九州南西海域不審船事案で銃撃を受けた巡視船「あまみ」船橋前面の展示をしています。

【場 所】 広島県呉市若葉町5-1 海上保安大学校内

【公開時間】 午前9時から午後4時まで

【休 館 日】 土、日曜日、休日及び

年末年始（12月28日から1月4日）

【利 用 料】 無料

【連 絡 先】 海上保安大学校事務局総務課総務係

電話：0823-21-4961（代）

FAX：0823-21-8105



海洋情報資料館

海洋調査・海図作成など、海洋情報部の仕事を紹介しています。海図の変遷、調査を行う測量船（模型）や各種調査機器の展示のほか、歴史的資料も資料検索システムでご覧いただけます。

【場 所】 東京都江東区青海2-5-18

【開館時間】 午前10時から午後5時

【休 館 日】 火、木、土曜日及び年末年始（12月29日から1月3日）

【入 館 料】 無料

【連 絡 先】 電話：03-5500-7155



海上保安資料館横浜館（工作船展示館）

海上保安資料館横浜館は国民の皆様に我が国周辺海域の現状と海上警備の重要性などを理解していただくため、平成16年12月10日に開館いたしました。館内には、平成13年12月22日に発生した、九州南西海域における工作船事件で使われた工作船や回収物などを展示しています。

【場 所】 横浜海上防災基地（横浜赤れんがパーク隣）

【公開時間】 午前10時から午後5時まで
(閉館30分前に受付終了)

【休 館 日】 毎週月曜日（休日の場合は翌平日）
年末年始（12月29日から1月3日）

【見 学 料】 無料

【連 絡 先】 第三管区海上保安本部総務課：045-211-1118
海上保安資料館横浜館：045-662-1185



海の相談室

海図、水温、潮汐や流れなどの海洋情報の提供窓口としてホームページのメールフォーム、電話、来訪により質問にお答えします。また、文献や海図などの閲覧もできます。

「海の相談室」に来室される場合は、事前にご連絡ください。

【メールフォームのアドレス】

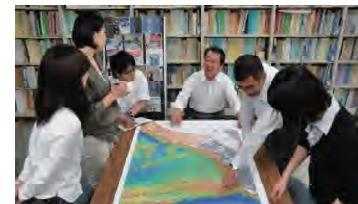
<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/JODC/SODAN/annai.html>

【場 所】 東京都江東区青海2-5-18

【利用時間】 午前10時から午後5時

【休 館 日】 火、木、土曜日及び年末年始（12月29日から1月3日）

【連 絡 先】 電話：03-5500-7155



海上保安庁

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL. 03-3591-6361

- 海上保安庁ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/>
- 海上保安庁ツイッター公式アカウント @JCG_koho

海上保安庁へのお問い合わせは最寄りの官署へ

● 海 上 保 安 庁	〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3	TEL. 03-3591-6361
● 海上保安庁海洋情報部	〒100-8932 東京都千代田区霞が関3-1-1	TEL. 03-3595-3601
● 海 上 保 安 大 学 校	〒737-8512 広島県呉市若葉町5-1	TEL. 0823-21-4961
● 海 上 保 安 学 校	〒625-8503 京都府舞鶴市字長浜2001番地	TEL. 0773-62-3520
● 海上保安学校門司分校	〒801-0802 福岡県北九州市門司区白野江3-3-1	TEL. 093-341-8131
● 海上保安学校宮城分校	〒989-2421 宮城県岩沼市下野郷字北長沼4	TEL. 0223-24-2338
● 第一管区海上保安本部	〒047-8560 北海道小樽市港町5-2	TEL. 0134-27-0118
● 第二管区海上保安本部	〒985-8507 宮城県塩釜市貞山通3-4-1	TEL. 022-363-0111
● 第三管区海上保安本部	〒231-8818 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	TEL. 045-211-1118
● 第四管区海上保安本部	〒455-8528 愛知県名古屋市港区入船2-3-12	TEL. 052-661-1611
● 第五管区海上保安本部	〒650-8551 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1	TEL. 078-391-6551
● 第六管区海上保安本部	〒734-8560 広島県広島市南区宇品海岸3-10-17	TEL. 082-251-5111
● 第七管区海上保安本部	〒801-8507 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	TEL. 093-321-2931
● 第八管区海上保安本部	〒624-8686 京都府舞鶴市字下福井901	TEL. 0773-76-4100
● 第九管区海上保安本部	〒950-8543 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1	TEL. 025-285-0118
● 第十管区海上保安本部	〒890-8510 鹿児島県鹿児島市東郡元町4-1	TEL. 099-250-9800
● 第十一管区海上保安本部	〒900-8547 沖縄県那覇市港町2-11-1	TEL. 098-867-0118

●ロゴマーク

ロゴマークは、海上保安庁の英文名称「Japan Coast Guard」の頭文字を、その色は厳しい環境の中で、使命感・正義感に燃えて業務の遂行に当たる海上保安官の情熱を「赤」で表現したものです。

また、波の形は、海上保安庁の業務に加え、常に変化する国内外の諸情勢も意味し、波の上にJCGを表現することで、海上保安庁が激動を続ける社会情勢や環境の変化に的確に対応し、業務を遂行する姿を表現しています。



●海上保安庁イメージキャラクター 「うみまる」「うーみん」



©JCGF